

な出来事を使ってプロパガンダを行う恐れがある」との懸念も出されていた。

これと同じ日に、米原子力委員会は、「これらの人々は思いがけなく若干の放射能にさらされた」と発表していた。

ウ ところが、同月 16 日に第五福竜丸事件が報道され、被ばくの事実が世界中に明らかとなつた。

エ ゴール委員長は、同月 23 日、「日本人漁船及び漁夫が受けた傷害についての報道は、誇張されているし、これら日本人が漁業以外の目的で実験区域へ来たことも考えられる」と第五福竜丸がスペイをしていましたかのような発言をした。

オ 一方、日本政府も、同月 25 日、岡崎外務大臣が「公海上に米国が航行禁止の危険海域をつくったことは国際法違反とはいえないし、水爆実験は自由国家の仲間入りをした日本としては、これに協力するのは当然である」と米国を弁護した。外務省は、公安調査庁に米国犯罪調査局と協力して第五福竜丸にスペイの事実があつたかどうか調べるよう指示し、第五福竜丸の乗組員

23 人全員の思想傾向、日頃の言動、親戚や知人に共産党員がいるかなどが調べられ、焼津に集まつた諸団体も調査対象とした。そして、同月 27 日、日本政府は、第五福竜丸が危険区域にいたにもかかわらず接ぱくしたことを

について、証拠資料を添付して米国政府に報告した。

カ 同年 4 月 7 日付けの岡崎外務大臣宛・駐米大使宛の「第五福竜丸事件に関するアリソン大使の整理充書簡に関する件」と題する文書が、平成 3 年 10 月 24 日に外務省により開示された。同文書は、昭和 29 年 4 月 2 日付けのジョン・アリン・駐日大使の書簡に対する対応を指示したもので以下の記載がある。

#### 「一 米側による患者診察の問題

事件発生後米国大使館及び関係の医者、科学者等の態度は、患者の治療ということよりも米側の機密保持という点に重点が置かれ、これが自然日本側

にも反映した為、日本側医者、科学者自身もアメリカへの試験台にされるることは真なりとの意識が強く働いたことは事実であるが、その後当省と米大使館と屢次の話合で米側の態度も漸次改善されつつある（中略）

#### 二 船の処置

これについては、先般の閣議において、このまま放置しておくは機密保持上も面白からざるにつき、この際政府で買上げることに決定したので、これが実現の上は横須賀に回航し、ティコンダミネイトするなり、海に沈めるなりできることである。

三 第五福竜丸以外の放射能を発見された船舶のリストを提出されたいとの口頭の要請は、係官の印象によればさして強く行われず、従つて一応水産庁、海上保安庁等に連絡はせるも、フォローアップしないなかつた。その後アイゼンバッド博士により三崎及び塩釜に入港せる二船を見学した旨連絡あり、（両船の放射能検査結果は米大綱船に通報済）早速手配せるも生憎両船とも出港後にて目的を達しなかつた。この点については日本側検査局たる厚生省においても検査のため船及び人を留置する法的根拠なきため困難を感じている状況であり、漁船は漁獲物の陸揚後、直ちに次の出向準備のため移動し、検査員が之を自かける実状である。

四 （およそ 2 頁にわたつて原文が削除されている。削除の最後は「に提出した」とあり、二本線で消されている）

五 今回の事件につき、米側との連絡が思う様に行かない根本の原因は、患者の手当てを直接担当し居る医師及び科学者に、米側医師、科学者に対する不信の念あることである。更にこれら日本側の医師、科学者に対し、日本側官庁（厚生省、文部省）は指揮監督が利かざる実情にあり。日本側医師及び科学者は、米側が日本側に物を教えるというが如き態度をとることに反感を懷き、むしろ当初より素直に米側にても調査したときに付き日本側の権力を得たしとの態度をとるならば、充分便宜をはからうとの感想を抱らしている。

6

10

15

20

25

六 なお米国は、これまで今回の事件につき補償は申出居るも未だ遺憾の意を表したことなく、この点日本側に相当の不満あり。事件発生当時第五福龍丸が危険区域外にあつたことは明白で、米側に過失のあつたことは明らかである。

従つて、適当の時期に陳謝、損害賠償、同種事件の再発防止（責任者の处罚まで要求する必要はなきやに認められる）を公文にて正式に申入れる要あります。

チ アリゾン大使は、同年4月9日「アイゼンバード及びモートン両氏が日本を去るにあたり、ここに米国政府の名において、再び福龍丸の不幸な事件に対する深い遺憾の意を表し、入院中の乗組員の回復について懸念している。

米国政府が被災者とその家族に対して補償し、また将来このような不幸な事故の再発を防止するためできうる限りの措置を執る意向であることは私が既に発表したとおりである。」と初めて遺憾の意を表明した。

ク 同年4月13日付けの「アリンソン大使の總理宛書簡の返簡（案）」と題する外務省の文書が、平成3年10月24日に外務省により開示された。同文書は、昭和29年4月2日付けのアリンソン大使の書簡に対する返信の案文であり、以下の記載がある。

「一九五四年四月二日付書簡受領しました。

第五福龍丸が一九五四年三月一日ビキニ環礁で行わられた貴国の熱原子力爆発実験の際不慮の災害を被ったことは誠に不幸な事件であります。本事件が、過去二回の原爆被害の記憶も生々しい日本国民に強い衝撃を与えた。且つ我が国の水産業に深刻な影響を与えた結果、自ら米国を批判する声の起こつたことは、日本の国民感情を熟知される貴大使の了解されることと信じます。かかる状況下にあって事件処理に当る政府の立場も困難であることも事実であります。

貴書簡に述べられた諸点について次の通り申し述べたいと思ひます。

一 第五福龍丸に關しては、三月十七日貴大使より奥村外務次官に対し、日本政府が同意するならば、同船を横須賀に回航して汚染の消除を行いたい旨申出がありませんが、日本政府では種々の検討の結果、これを政府で買上げることに決定し、その旨三月二十七日奥村外務次官より貴大使に御答えしました通りであります。

二 船から採取した灰の分析は、被災患者の治療上必要であったので日本側学者は積極的に比の分析に当たっています。此の分析結果が統一なく発表されたことは遺憾であります。原子力研究に関する機密保持の法則を欠く今日の日本の実情よりして研究結果の発表を政府が統制することが極めて困難である事情を御理解願いたいと考えます。爾後に於いては医療面に関する発表は厚生省内に設けられた原爆症調査研究協議会が一元的に之を行ふこととなつております。

三 放射能を受けた他の船、漁獲物等について貴大使館がどの程度通報を受けることを希望されるか、又その希望の目的及び強さがどの程度あるか、明確でなかつたが第であります。貴船受領後は速やかに貴大使館に連絡して居ります。なお最も新聞に記載された二件即ち塩釜に入港した第一明神丸及び三崎に入港した第三光栄丸については、貴大使館よりの連絡に基づき直ちに手配したのであります。貴大使館より希望した調査日時には既に両船とも出港していた次第であります。之等両船の有した放射能がそのままの出向を阻止する必要的ある程強いものではなかったことは事実であります。但し、第五明神丸の漁獲物は慎重な検査の結果食用として害のないことを認め一般に市販されましたが、検査期間が永びいたため、魚価は半値程度に値下がりし、当該漁夫及び船主は不測の損害を被り、又第十三光栄丸の漁獲物は検査の結果食用不適と認められ放棄にされました。

四 （この項目は原文から削除されている）

五 被災患者の診察に関しては、政府として米側医療関係者が診察に当たり

得るよう凡ゆる努力をしたのであります。患者自身が米側医療関係者の診察を受ける場合治療の対象としてよりも実験の対象として扱われるのでは  
ないかとの危惧を持ち、之を好まなかつたために円滑に取り運ばなかつたことは遺憾であります。但し政府は今後も此の点に関する患者の誤解を解き全員に対し米側医師が診断を為しうるよう努力したいと考えであります。白血球の数、尿等、患者の実態を判断すべき資料については随時之を米側医療関係者に提供していることは御承知の通りであります。なお侏律よりの患者の東京移送に当たつて米側軍用機の提供を受けたことに対する好意を謝する次第であります。(以下略)

ケ アリソン駐日大使は、同年6月17日、米上下両院合同原子力委員会の秘密会で、「日本撃船事件」について証言を行つた。ここで、日本人は広島、長崎における原爆のことをいまだに覚えており、個々のアメリカ人への個人的敵意はない、あるいはあつてもほんどないが、いわゆる米国全体への敵意は、原爆を投下したがゆえにあると日本人の心境を説明した。大使は、議員からの質問に答えて、法的訴訟手続によらない形で、できるだけ早急に解決すべきであり、将来前例となならないよう一括払いでの慰謝料(エクス・グラティア)75万ドルによる解決を提供すべきであると提言し、迅速な和解によって「我々は日本政府から解放され、その時点から彼らに責任がかかる」と述べた。そして、「この地域で漁業に継続的損害があるか」という質問に答えて、日本が後こつ丸で調査しており、どのような結果を出すか分からぬので、後こつ丸が帰つくる前に收拾したいと答えた。そして、日本政府との和解はこの補償に含まれるのがとの質問に対して、「これで決着するであろう。日本政府はそれに同意しなくてはならないし、合衆国に対していかなる抗議もこれからはなくなるであろう」と述べた。

コ 優こつ丸が、同年7月4日に帰港し、太平洋の汚染状況が公表され、米国による放射能被害情報の独占が崩れ、同年9月23日に第五福竜丸の久保山

無線長の死亡により日本での批判的世論が高まつた。

サ 同年10月23日付けの「岡崎・ロバートソン会談に関する件」と題する緒方大臣と井口大使との間の文書が、平成3年10月24日に外務省により開示された。当該文書には、「……本件を未解決の懸置することは共産主義者等の利用するところとなるべく、一举に最終的解決を図るべきである」という点については同意なる旨を答え補償額については議会の承認の関係より二百万ドルは到底困難なりとて、百万ドルと二百万ドルの間に何とか妥結に達したと述べたので……。(以下略)

シ 米国は、國務省、國防省、CIA長官らで構成されている工作調整委員会という心理戦略秘密工作などを検討する省庁間委員会で、補償金の割出方法を検討し、相互安全保障法に基づいて対外活動本部の予算から支出されることとなつた。

ス 米国國務省から在日米大使館に宛てた同年10月30日付け電報で「アリソン大使も出席した10月27日の会議において、工作調整委員会は日本についての国家安全保障会議の政策文書に関する経過報告書を検討し承認した。この報告書は大使館に空送された。同じ会議で、工作調整委員会は日本政府に対して150万ドルのビキニの補償金(また工作調整委員会への言及をしていない)を提供することを承認した。対外活動本部はこの目的のための追加金が見つけうるかどうかについて決定するよう指令を受け、次の工作調整委員会で報告する。」と報告した。

セ 同年12月14日付けの「ビキニ事件損害の補償に関する件」と題する重光大臣発、在米井口大使宛の文書が、平成3年10月24日に外務省により開示された。当該文書には、「一 本件補償の額が決定せられた際、本件に付末をつけるため日米間に交換せらるべき書簡案をあらかじめ合意しておく必要あるところ、去る十二月三日在京米国大使館バッシン法律顧問より(下田

条約局長を來訪), 別添甲の通り右文書の米側案の提示があつた。ベンシン  
の説明によれば、米側案の基本的な考え方は、(イ) 本件補償は一に人道的考  
慮と米側好意に基き、法律上の責任の問題を全く度外視して行われるもので  
ある点を公文の中に明記(第三項)したいこと、及び、(ロ) 本件補償はラン  
プサム〔定額〕の支払によりすべてを解決せんことを目的として行われれるも  
のであるから、今後まぐろを投棄することがあつても、また不幸にして更に  
死者が出ても、追加の支払は行わない建前であり、この点を公文中に明記(第  
四項)し置きたいこと、の二点にある。」とされている。

(甲1〔159~167頁〕、甲9、甲67〔152~178頁〕)

10 15 日米合意  
被告及び米国は、昭和30年1月4日、本件核実験について、交換公文によ  
る合意(以下「日米合意」という。)をした。その内容は、米国の特命全権大使  
ジョン・M・アリソンが、「本使は、アメリカ合衆国政府が、マーシャル群島に  
おける千九百五十四年の原子核実験の結果生じた傷害又は損害に対する補償  
のため、二百万ドルの金額を、法律上の責任の問題と関係なく、慰謝料として、  
日本国政府に対しここに提供することを閣下に通報します。」「アメリカ合衆国  
政府は、日本国政府が、前記の二百万ドルの金額を受諾するときは、日本国並  
びにその国民及び法人が前記の原子核実験から生じた身体又は財産上の全て  
の傷害、損失又は損害についてアメリカ合衆国又はその機関、国民若しくは法  
人に対して有するすべての請求に対する完全な解決として、受諾するものと了  
解します。」「閣下が、貴国政府が前記の金額を受諾されるかどうか及び前記の  
本国政府の了解が貴国政府の了解でもあるかどうかを本使に通報されれば幸  
せであります。前記の金額が受諾される場合には、本使は、この書簡及びその  
金額を受諾する閣下の回答を、両国政府のこれらの相互の了解を確認するもの  
とみなすことを提案する光榮を有します。」としたのに対し、外務大臣重光葵  
は、「本大臣は、提供された前記の金額を日本国政府が受諾すること及びその

受領をここに確認することを閣下に通報することを有します。本大臣は、さら  
に、貴国政府の前記の了解が日本国政府の了解でもあること及び閣下の書簡及  
び前記の金額を受諾することの回答を、両国政府のこれらの中の相互の了解を確認す  
るものとみなすことを閣下に通報する光榮を有します。」とした。(乙1)  
16 17 日米合意については、昭和30年1月10日、全国かつおまぐろ漁業者大会  
において、同漁業者が要求している20億5000万円と上記200  
万ドル(当時の日本円で7億2000万円)との差額の支払を求める抗議の決  
議がされたり、同月17日に学者から厚生大臣に対して被ばく調査中止に關  
して時期尚早であるとする質問状が提出されたりしたが、同年4月28日、日本政  
府は上記200万ドルの慰謝料の配分についての閣議決定を行い、その後、第  
18 19 五福竜丸の乗組員22名に対し、慰謝料として4400万円が支払われた(甲  
1〔173頁以下〕、甲9、34、38)。  
20 21 16 原爆医療法の制定  
第五福竜丸の久保山無線長及び乗組員は、核兵器の犠牲者の象徴となつた。  
第五福竜丸事件は原水爆禁止運動が国民レベルに広がる契機となり、それまで  
公的に医療保護を受けていなかつた広島、長崎における被ばく者の問題が浮上  
し、昭和32年2月21日、日本政府は原子爆弾被爆者の医療等に関する法律  
(以下「原爆医療法」という。)の法案を国会に提出し、同法は同年3月31日  
に成立し、同年4月1日から施行された。  
22 23 しかし、同法は、文字通り水爆実験による被ばく者への援護は含まれず、第  
五福竜丸の乗組員も援護の対象とならなかつた。  
24 25 17 米国による平和利用目的の原子力技術の提供  
サンフランシスコ条約が、昭和26年9月に調印され、昭和27年4月に発  
効したが、同条約には原子力研究の禁止条項がなく、日本学術会議では、日本  
の原子力研究に関する論議が始まった。同年2月に原子力に関するシンポジウ

ムを開いたところ、原子力の研究を平和目的に限る純粹的な保証がないかぎり、原子力研究の着手は時期尚早であるとの意見が多數を占めていた。

日本政府はこれと異なる立場であり、政治主導で、昭和29年3月2日、原子炉予算が衆議院に提出され、審論が紛糾することもなく同月5日に通過し、同年5月1日の閣議決定で原子力利用準備調査会が設置された。

その背景には、昭和28年12月8日にアイゼンハワー大統領が国連で原子力の平和利用計画について演説を行い、原子力発電の普及のため、原子力に関する情報を民間と共有することを述べ、昭和29年に米国の原子力法が改正され、米原子力委員会の独占的管理下にあった原子力情報が、米国企業、友好国と共有するため、管理が緩められたという事情があった。

日本政府は原子力の導入に積極的であり、通産大臣が同年10月17日に渡米して、原子力の交渉に当たった。そして、同年11月12日に米原子力委員会が機密解除した原子力発電関連文書の提供を受けた。このような協力関係の下で、上記の日米会議が同年11月15日から19日に開催された。

米国等の原子力事情を視察する原子力海外調査団が派遣される直前の昭和30年1月に、米国は日本政府に対して濃縮ウランの提供と技術援助を提案し、同年3月に帰国した調査団は、国产原子炉を造ることを目標にし、そのための参考として濃縮ウラン実験炉を米国から購入すべきであると報告した。準備調査会は、同年9月9日に実験炉の輸入を正式に決定し、同年11月14日に日本原子力協定が正式に調印され、同年12月の臨時国会で、原子力基本法、原子力委員会設置法、総理府設置法の一部を改正する法律の原子力三法が成立了。

同年11月から12月にかけて東京日比谷公園で、米国の原子力平和使節団を迎へ「原子力平和利用博覧会」が開かれ、1年をかけて全国を巡回した。

(甲1〔222、223頁〕、甲67〔166頁〕、甲79〔151～169頁〕)

#### 18 科学技術庁の発足

原子力三法が成立し、昭和31年1月1日に原子力委員会が発足し、総理府に新たに原子力局が設けられた。その後、同年5月19日に科学技術庁が発足し、それを機として、原子力局は科学技術庁に移り、原子力委員会も科学技術庁に事務局を移した。原子力委員会は、昭和32年5月25日、放射能調査専門部会を設置した。

昭和29年に本件核実験が起きたとき、日本はまだ、前原子力時代と称される段階にあり、官庁として、その処理に当たったのは、厚生省等の各官庁であった。

厚生省は、上記のとおり、本件核実験に対して、原爆症調査研究協議会を活用して事件の処理に当たり、その後、原爆被災対策に関する調査研究連絡協議会を発足させ、その他に、放射線衛生研究所の設立案を作成など、放射能問題の医学的、公衆衛生的な側面に取り組むなどした。しかし、昭和31年に科学技術庁が設置されると、その原子力局で放射能に関する全てを専管することになったため、厚生省は一部の研究調査を除き、放射能問題から大幅に手を引くことになった。

また、同年度予算において、厚生省が検討していた放射線衛生研究所を新設する案と、日本学術会議の勧告に基づいて作られた文部省による放射線基礎医学研究所を新設する案につき、両省から概算要求が提出されたところ、同時に発足した原子力委員会で検討され、折衷案として2つの研究所を併せて1つとし、国立放射線医学総合研究所(放医研)を設置することが決まり、科学技術庁の所管にすることもあわせて決定され、放医研は、昭和32年7月1日に、科学技術庁の下で発足した。

(甲79〔174～182、194～197頁〕)

#### 19 弥彦丸に関する報道

その後、第五福竜丸以外の被災船に関しては、弥彦丸の元船員の平三義が船員保険の継続を2年ぶりに申し立てたといいう昭和51年6月18日付けの

朝日新聞（九州版）の記事、昭和55年1月1日付けの毎日新聞に掲載された  
弥彦丸乗組員全員の追跡調査記事など、弥彦丸関係の記事が掲載された程度で、  
ほとんど注目を浴びることはなくなっていた（甲1〔192～203頁〕、甲3  
〔63頁〕、甲35、甲67〔181頁〕）。

四 懇多ゼミによる調査開始

昭和60年4月、高知県幡多地区の高校生と原告山下を含む指導教諭が構成  
する「懇多高校生ゼミナール」（以下「懇多ゼミ」という。）により、地域の被  
ぼく者調査が開始された。懇多ゼミは、昭和58年夏に「足もとから平和と青  
春を考えよう」との標語を掲げ、地域の現代史を研究する平和教育を目的とし  
て、幡多地区9校の高校生が自由に参加できるサークルとして誕生し、50名  
前後の高校生と10名前後の顧問で活動を行っていた。原爆被ぼく40周年の  
昭和60年に広島・長崎の被ぼく者調査を行ったことを契機に、ビキニ水爆実  
験による被災漁民の存在を突き止めた。

長崎とビキニの二重被ぼくの可能性のある青年の自殺やカツオ船で実習し  
ていた室戸岬水産高校の急性白血病死事件などが判明し、同年7月にマスコミ  
に中間発表するなどして全国ニュースとなつた。

当時、ビキニの被ぼくは第55回憲丸についてはよく知られていたが、他の被  
災漁民の問題が浮上していないことに疑問を抱きつつ、地道な調査が続け  
られ、高知県金城のゼミナールに発展しつつ、先輩から後輩へと引き継がれて  
いった。

高校生による調査では、高知県や厚生省の公的資料で答見できなかつた船  
名簿の一部を室戸岬の船主組合や船員組合を訪ねて入手するなどして、漁船員  
の所在を突き止め、一人一人に訪問して調査をした。漁船員は、被ぼくに対す  
る周囲の偏見を恐れるなどして、当時のことを語りたがらなかつたが、高校生  
が粘り強く取ることで次第に証言が出てきた。

懇多ゼミでは、幡多地区や室戸地区などの高知県内をはじめ、平和の旅と称

して、高知県外を訪れるなど活動の幅を広げ、第五福竜丸展示館を訪ね、第五  
福竜丸の元乗組員や家族を訪問し、被災漁船の検査委員、俊こつ丸の調査員、  
弥彦丸の元乗組員等から聞き取り調査をし、長崎や沖縄を訪問し調査するなど  
し、全国高校生平和集会全体会で報告をするなどした。その活動がドキュメン  
タリー映画「ビキニの海は忘れない」などに記録化され、平成2年3月に全国  
で放映された。また、教科書副読本で「懇多高校生ゼミナールのビキニ調査」  
を紹介した頁がすべて検閲で削除されることもあった。

（甲1〔7～23頁〕、甲3〔4、28、40～48頁〕、甲5〔14～16、  
20～43、62、63頁〕、甲37、71、77、81）

四 調査団の結成

懇多ゼミの生徒と顧問教諭は、漁民からの聞き取り調査を行う中で、高校生  
を主体とした懇多ゼミの持つ力量以上のものが必要であると考え、事件解明に  
は、高知県だけでなく、全国的な調査が必要であり、調査を組織的に行うため、  
調査団の結成を呼び掛けた。これに応じて、昭和60年9月16日に高知県下  
の科学者、医師、被ぼく者、漁船員、平和活動家、教諭を中心とした高知県  
ビキニ水爆実験被災調査団（以下「調査団」という。）が結成された（なお、調  
査団は、平成23年頃に太平洋核被災センターへと発展的に改組し、原告  
和田がセンター長、原告山下が事務局長に就任した。）。懇多ゼミは、高校生と  
してできる調査、学習、交渉を行って、それらを自分たちでまとめて訴え、表  
現する場とし、本格的な調査は調査団によって行われることとなった。（甲3  
〔28頁〕、甲5〔62、63頁〕、甲6〔54、55頁〕）

二 葉議院における本件被ぼくに関する答弁（本件国会答弁）

昭和61年3月7日、第110回国会衆議院予算委員会第四分科会において、  
山原健二郎衆議院議員は、「当時日本の船舶が大体何隻被災したか、また当生  
のいわゆる被ぼくマグロ、ずいぶん大きな問題になりましたが、どの程度投棄  
されたか、さらに久保山さんが被ぼくされまして亡くなりましたが、久保山さ

んのほかにビキニ被ばくによって何名の方が亡くなつたのか、また当政がつかんでいた被ばく者の身体検査をした者は何名か、また当時の入院先あるいは乗組員のリスト、こういうものが現在存在しているかどうか」と、水産庁及び厚生省に対して質問した。

これに対し、水産庁海洋漁業部遠洋課長の小野豊喜雄説明員は、「昭和二十九年にマーシャル群島周辺におきまして行なわれましたアメリカの核実験にかかる漁船等に関する資料につきましては、何せ本件が大分前のこととござりますので、水産庁においては、残念ながら現在のところ手持ち資料はございません。」と回答し、厚生省生活衛生局長の北川定謙政府委員は、「先生お尋ねの廃棄をされたマグロの量でございますが、約五百トンと承知をしております。」と回答し、厚生省保健医療局長の仲村英一政府委員は、「昭和二十九年の水爆実験による第五福竜丸のことにつきましては、当時も非常に大きな事件として報道されたことで私どもも承知しておりますが、それ以外のビキニ環礁の近海で操業をしておった漁船はいたと承知しておりますけれども、その実態、数字について私どもつかんでおらないわけでございます。第五福竜丸に関しては、二十三人の方がそれぞれ東大病院、当時の国立第一病院等に入院されたということを承知しております。」と回答した。

また、山原健二郎衆議院議員が、「ビキニ悲劇は今なお終わっていないといふのが現在までの調査の結果でございます。」「今までの調査されたことあるいは当時の書類、これなどを整理いたしまして、さらにそれに基づきまして、現在病苦に呻吟をしておる方がおいでになるとするならばそり健康診断等そういう対策を一応立てる必要があるのではないかというふうに思うわけですね。」「何らかの対応できる体制をぜひひときついただきたい」と述べて本件被ばくに関する対応を要請したのに對し、仲村英一政府委員は、「第五福竜丸のその後のフォローアップは、おっしゃいますように科学技術庁の放射線医学総合研究所、放医研で引き続きやっておるようでございます。したがいまして、私

どもが昨日ご質問いただいた後でいろいろ資料も調べましたけれども、なかなか見つからないという実態もございますので、新たに調査をするということはなかなか難しい面もあるうかと考へておるとこでござります」と回答し、今井勇厚生大臣は、「第五福竜乗組員以外のビキニの水爆実験によります被ばく者の状況については今の話のようなことですが、何分もう三十年以上も前のこととありますし、調査もこれ難しいと思いますし、現時点での対策を講ずるというようなことは私はちょっと考えにくいと思います。」と回答した。(以下、政府側の答弁を「本件国会答弁」と総称する。)(平7)

(2) 調査団による健康診断と行政の対応

ア 調査団は、昭和61年に、森清一郎医師ら高知県民主医療機関連合会の協力のもと、土佐清水市と室戸市で被災漁船員の健康調査を行い、アンケートに基づく問診、心電図、血液・尿検査、腫瘍マーカー検査が行われた。調査の中で、被災後に頭髪の抜けた人の存在が確認されたなどもした。

イ 調査には行政から反応もあり、同年1月の高知県議会では、保健環境部長が、「原爆被ばく者と同じように保険行政を行うよう検討する」と言明し、同時期に、土佐清水市長も「市独自の調査を行う」と約束し、土佐清水市の調査が行われた。

ウ 調査団の調査結果や健康診断の結果も踏まえ、昭和62年2月に調査団は、元高知大学長を実行委員長とする「ビキニ水爆実験被災シンポジウム・高知」を開催し、約180人の参加を得た。

エ 昭和63年5月1日に高知県ビキニ被災船員の会が結成され、健康診断の実施の働きかけや、ビキニ被災の実態調査を求めることなどを会の目的とした。県庁を訪れ、被災調査や健康診断の実施を働きかけたが、県の対応は今後も試意をもつてあたると述べるとどもった。平成元年室戸市で再び健康診断を行い、これを契機に室戸ビキニ被災船員の会が発足した。

オ 平成2年6月、高知県議会に向けて「ビキニ環礁における水爆実験に伴う

被災船員の医療補償に関する講演」が被災船員の会を中心に進められ、62

28人の署名を提出したが、県議会では採決されなかつた。その後、平成14年までに高知県ビキニ被災船員の会の責任者は全員死亡し、自然解散となつた。

力折しも、昭和63年に、米国では、被ばく兵士に対する医療補償が実現し、被ばく後の広島・長崎の市街地に進駐して被ばくした兵士や、ビキニ環礁などの各実験に参加させられた兵士に関して、白血病や各種のがんなど13のケースで一定の医療補助を認める法案が可決された。また、米国は、マーシャル諸島に対し、昭和61年発行の自由連合協定のなかで、「核実験による賠償責任について責任を負う」ことを明言し、症状が認められる島民に、平成3年から健康被害補償の支払を始めた。

(甲1 [203～214], 甲3, 甲5 [112～122頁], 甲6 [54, 55頁], 甲77)

#### ④ 調査団による活動再開

平成15年11月に高知県ビキニ水爆実験調査団が活動を再開し、平成16年3月24日に宿毛市が「ビキニ水爆実験による被災船員の救済に関する意見書」を全国で初めて採択し、同年6月30日に室戸市が同意見書を採択した。高知県は、これらを受けてビキニ被災船員を対象に県内5か所で問診と血液検査の健康診断を実施した。(甲77)

#### ⑤ 高知県議会における高知県知事の答弁(高知県知事答弁)

壇地住智高知県議員が、平成16年3月5日の高知県議会定例会において、橋本大二郎高知県知事に対して、「このビキニ被災の問題は、確かに日、米の政府間の問題としては決着済みといふようにされていますけれど、(中略)この問題は人の問題としては何ら決着済みとは言えない問題を残していると思うんです。知事は、ビキニ水爆実験の被災者問題、とりわけ人体にかかるそいう人の問題として、これは決着済みの問題とは考えないのではないかと

私は思うんですけど、その点の御認識をひとつ伺いたい」、「こうした問題を

今、国が葬り去るのではなくて、事実を明らかにしていくということが必要だと思ひますので、歴史的に明らかにする責任を国に求めて、この問題の水爆実験に関する真相とその後の対応策の全容を公表するように対しても要請をしていただきたいというふうに思ふんですけれど、この点をお伺いいたします。」と述べたのに対し、同県知事は、「法的なというか国家間の問題としては、国は解決済みだとということを繰り返しております。」「一方で、晚発性の障害の問題が広島や長崎の被ばく者の中で明らかになってまいりました。また、ビキニ環礁の被災者の中にもこうした可能性があるのではないかということを言われ、また、実際に御不安を感じいらっしゃる方がおられるということも十分わかります。ただ、この晚発性の障害は、被ばくを受けたときのその際の障害と違います、例えばがんであれば、それが何年も前に被ばくをしたことが原因なのか、それとも別の原因によるものなのかということを臨床的に区別することが非常に難しいということが言われております。つまり、(中略)まさに50年、半世紀が経ている中で、その晚発性の障害などの科学的な立証をしていくことが非常に難しいのではないかということを感じております。その意味で、この問題が健康の面で決着済みなのかどうかということは、私の口からはなかなか申し上げられないというものが正直なところでございまます。」「国に対して要請をしていくことはやぶさかではございませんので、そういう努力はしてみたいと思いますが、これも先ほどの御質問の中にございましたように担当窓口がどこかも不明だというような状況でござりますので、どれだけの成果が得られるかということについては確たる自信はございませんけれども、要請を、働きかけをしてみるとということはやぶさかではございません。」と答弁した(以下、この高知県知事の答弁を「高知県知事答弁」と総称する。)(甲13)

外交史料館における自主的情報公開

時期が前後するが、平成3年10月24日、外務省の外交文書が公開された。

外務省は、後記のとおり、昭和51年から、外交史料館において戦後の外交記録についても自主的な取組みとして公開を開始しており、その11回目の公開として行われた。日米合意等の本件核実験に関するものは、現物公開のものを除いてマイクロフィルムの複写で3379頁あった。この中には、上記「[4] 日米合意に至るまでの日米の対応」の認定に供した資料もある。(甲1〔159～167頁〕、甲9、甲70〔179頁〕公知の事実)

④ 放射性降下物に関する米国の情報公開

ア 平成22年9月19日の朝日新聞において、キャッシュ作戦放射性降下物に係る公文書（以下「放射性降下物記録」という。）が存在することが報道された。

イ 放射性降下物記録は、アイゼンバード博士の所属する米原子力委員会健康・安全研究所ニューヨーク作戦室が提供したデータをもとに米気象局が作成して、昭和30年5月17日に提出した「キャッシュ作戦による世界的放射性降下物」と題する報告書の一部である。

昭和59年、放射性降下物記録の原本は、機密扱にされたものの、その抜粋版（以下「抜粋版」という。）が米国防総省の監督の下、公開された。

昭和61年10月の米下院の小委員会における「アメリカの核モルモット～30年にわたるアメリカ市民に対する放射能実験」という報告がなされ、18名にブルトニウム人体実験を行っていたことが示された。米国の新聞記者アーリーン・ウェルサムが、人体実験の被ばく者にインタビューを行って、平成5年に連載記事とし、平成6年度のピューリツァー賞を受賞するなど、社会的に大きなインパクトを与えた。当時の米政権は、人体実験に関連する核兵器開発文書を米エネルギー省から米国立公文書館に移管する方針を打ち出し、1990（平成2）年代に入つて移管がされつつ、資料の情報もPDF化して米エネルギー省のオープン・ネットデータベースで公開されるよ

うになつた。この流れで、放射性降下物記録もネット上に公開されることになった。

ウ 抜粋版は、竹峰誠一郎（当時早稲田大学院生）が、米核実験被害についてアイルック環境で本格的に調査を開始し、放射性降下物の広がりに着目して、水爆実験の見直し作業をする中で、平成17年に入手した。

抜粋版は日本の研究者の資料とされるとともに、平成20年に南海放送「わしも死の海におった」（甲65）製作中に提供された。抜粋版は重要なページが抜けているところ、南海放送の伊藤英朗ディレクターが、先のところ開示が始まっていた、米エネルギー省のホームページのデータベースから、

平成22年3月に放射性降下物記録を発見した。もっとも、ネット上で公開されていた放射性降下物記録からは、核爆発の高さやきのこ雲の高度など抜粋版では記載されていることが判明し、放射性降下物記録一部削除版であることが判明した（以下「削除版」という。）。

新たに発見された削除版と既に入手していた抜粋版を併せて放射性降下物記録の原本の記載に近づけるようまとめながら、広島市立大学広島平和研究所の高橋博子講師らが分析を進めた。

エ 放射性降下物記録には、昭和29年3月1日のグラボー実験から4か月間の降灰を観測した結果が毎日数値で示されている。米国は水爆実験にあたり、放射性降下物の観測を目的として世界122か所に観測所を設置して、粘着フィルムを使って降灰量を記録した。日本でも硫黄島、沖縄、東京、三沢、広島、長崎に観測所が設置されていた。

ビキニ環礁から東西に長い横円状に降灰が広がり、日本や米国、アフリカ大陸など世界中に降灰があったことが示され、その総量は22.73メガギュリーと算出されていた。

6回の爆発による降灰量を1平方フィート（約0.09平方メートル）の粘着フィルム上で1分間に崩壊する原子の数（d/m<sup>2</sup>/s）で表し、4か

月間の総量をまとめた等高線のような「放射能等高線」が記されていた。合

衆国南西部で日本の約5倍（の降下）という記述もあった。

オ 放射性降下物記録に基づいて、昭和29年7月1日時点での6回の爆発による放射性降下物の総量をまとめた図が別紙4図2である。

原告らにおいて、別紙4図2のビキニ環礁を中心に、東京都獣医衛生課「魚類の人工放射能検査報告書」をもとに昭和29年3月16日から同年5月3

1日までに東京港で放射能が検出された漁船の位置を記入したもののが別紙4図1の黒字部分である。

これによれば、20万d/m<sup>2</sup>/1t以上 の海域に第五福竜丸を含む5隻、10万以上20万未満の海域に7隻、5万以上10万未満の海域に10隻いたことが判明する。

さらに、別紙4図1の黒字部分に原告ら代理人が原告らの漁船の位置を記したのが、別紙4図1の赤字部分である。

上記研究者は、放射性降下物記録の中で「日々の放射性降下物の地図は、船舶からのデータにはかなりの不確実性があるため、陸地の観測所からデータのみ記載されている。船舶の位置は完全には把握できず、特に航行の途中、激しいフォールアウトに晒された船では、処理や転送時のサンプルの二次汚染防止の手順が十分ではなくかった。船舶データは、放射性降下物の地図への放射能等高線の描画、および陸上観測所データの解釈に利用された。」との記述があり、「激しいフォールアウトに晒された船」の存在を認めており、そこから得られたデータが地図に反映されではないことからすると、

放射性降下物記録で記された以上の被害が予測でき、第五福竜丸はもちろんのこと、そのほかの被災船が激しいフォールアウトに晒された可能性が充分あると指摘している。

（甲1〔120～124、132～135頁〕、甲4〔表紙裏～31頁〕、  
甲65、甲70〔179、180頁〕）

68 外務省による情報公開

ア NHK広島は、平成25年に米国立公文書館において、本件核実験による被災船のリストを発見した（甲6〔5頁〕）。NHKは、同年6月14日、上記文書の出所である外務省に対し、文書開示を請求し、外務省は、同年11月1日、厚生省の本件核実験に関する資料を展示した。（甲6、弁論の全趣旨）

イ 開示された文書は、「汚染船舶航跡関係」（PART1）と「汚染漁船及び商船の検査報告」（PART2）の2つに分かれている（甲6）。

ウ 「汚染船舶航跡関係」（PART1）は、すべて海上保安庁警備部機関部から外務省アジア局に宛てたもので、被災漁船（人・船体・魚のいずれか）で放射能が検出された船 163隻の航跡図、第二吉祥丸による実験の目撃証言、19隻分の検査結果である（甲6）。

エ 「汚染漁船及び商船の検査報告」（PART2）は、基本的に厚生省から外務省アジア局に宛てたもの（他に、運輸省や沿岸にあたった病院の報告書もある。）で、①「南部太平洋方面被災船舶の放射能検査の結果について」と題する運輸省海運局から外務省アジア局に宛てた文書の中に、商船や大型船、指定五港以外の漁船など計400隻分の放射能検査結果が記載されており、②貨物船神通川丸乗員に対する大阪や岩手などでの精密検査結果などの記載がある文書、③指定五港以外で発見された全国10港での186隻分のリスト、④12月2日原爆被害対策協議会食品衛生部会の検査中止の根拠となる声明等であり、事務次官検査通知（甲17、乙4）、厚生省通報方針（甲16）、第十三光榮丸の船員の血液検査、尿検査などの身体検査結果（甲19の1ないし4、甲21）、第十宝成丸、第五明神丸、第一金星丸の各船員の血液検査結果（甲20）、神通川丸の船員の血液検査、尿検査、強度症状などの検査結果（甲22の1、2、甲25）、大型船舶の放射能検査と添付の診断書（甲28）などが含まれていたが、検査結果などは黒塗りにされてい

た（甲6〔5～7、43～47頁〕、甲70〔180頁〕、甲77〔12～14頁〕）。

〔4〕 本件資料の開示

原告山下らは、平成26年7月1日、厚生労働省に対し、事務次官通知（乙4）を示して本件核実験による被災状況に関する資料を探すよう求めた。その後、厚生労働省は、同年9月19日に本件資料を開示した（前提事実4）。が、その際、通常の採査場所に加え、厚生省内及び外部倉庫を探査したところ、関東近県にある医薬食品局食品安全部の倉庫において、本件資料を発見した旨説明した。（甲6、27）

厚生労働省は、同日の記者会見に際して、記者に対して、本件資料により判明した船員に被ばくについて、要旨、①人体から検出された最大cPm数が98.8cPmであり、これを2週間被ばくした場合の数字1.68mSvは、国際放射線防護委員会による放射線量の国際基準1事故当たり100mSvを大幅に下回ること、②現在の血液細胞の染色体異常や癌の異常電子の出現率を基に、当時の被ばく線量を正確に推定することは困難であることを内容とする文書を交付した。（甲6）

〔5〕 追加資料の開示

平成26年9月19日に開示された本件資料には、前記2の外務省の開示資料に含まれていた船員の血液検査や医師の所見等が含まれていなかつたことから、福島みずほ参議院議員が同年10月21日の議会で取り上げたところ、厚生労働省は、外務省から当該資料の提供を受け、氏名、性別、年齢以外のマスクシング（黒塗り）を除去して、同月29日、同議員らに対して、追加資料を開示した。（甲6、甲15の1、2、甲27）

〔6〕 厚生労働省の研究報告書

厚生労働省は、平成28年5月31日、「ビキニ水爆関係資料の線量評価に関する研究 平成27年度総括・分担研究報告書」（以下「厚生労働省研究報告書」）

とrewを発表した。厚生労働省では、要旨、厚生労働省が開示した資料を中心いて血液検査データ等の分析をした結果、白血球数及び赤血球数の値や臨床症状からは放射線による影響を明かに認められる所見は確認することができなかつたこと、米軍及びその関係機関によって行われた放射線モニタリング結果と同省が開示した市場にあつた船舶ごとの航路を基に推計した外部被ばくによる線量は、放射性降下物の降下時間等に一定の条件を設けて分析した結果、最大でも15.6mR（概ね1.12mSvに相当）と見積もられたこと、第五福竜丸以外の船員の内部被ばく線量について、第五福竜丸の船員のデータから分析した結果やマーシャル諸島の島民の内部被ばく線量に関する文献のデータによれば、内部被ばくの線量は外部被ばくに比べて極めて小さい値になると考へられるのこと、これらの分析結果から放射線による健康影響が現れる程度の被ばくがあつたことを示す結果は確認できなかつたことを内容とするものである。（甲8.5）

〔7〕 厚生労働省研究報告書に対する批判

ビキニ被災検証会共同代表の賀間元医師及び原告和田は、平成28年8月24日付で、厚生労働大臣塩崎恭久に対し、厚生労働省研究報告書に関する申入書を提出した。同申入書においては、要旨、①被ばくによる健康状態への影響は5年以上の経過を見る必要があるが、研究対象とされておらず、今からでも被災船員の健康状態に関する追跡調査を行うこと、②本件被ばくに関する資料を保存している被ばくに関係する団体から意見を聽取すること、③後こうれによる調査結果である海水汚染記録を分析すること、④本件核実験により被ばくした貨物船新彦丸の船員に関する記録を分析すること、⑤本件核実験当時の船員への放射性フォールアウト数値を正確に測定するため、爆発後100日の放射性降下物に関する推計値が用いられているという問題を明確に分析すること、⑥第五福竜丸は本件核実験開始後、汚染地域から遠ざかに去っているのに対し、他の多くの漁船は何日もビキニ環礁付近にとどまつており、外部・内部被ばく

の危険性がより高まっている点について明確な分析をすべきこと、⑦本件核実験による放射性降下物の拡散状況の記録を示しておらず、強い汚染区域に何日滞在したかという船舶の被災事件が見えなくなっているなど、バラバラなデータで、放射性物質のオールアルアート記録と漁船の航路との関連をシミュレーションし、外部被ばく線量を1.12mSvと推定したことは非科学的であるから撤回を求めること、⑧アラゴー実験以外の本件核実験について、生存船員の染色体や歯を調査すべきこと、⑨内部被ばくの線量評価について、生存船員の染色体や歯による線量評価、疫学的追跡研究などを無視することなく、他の専門家の意見を含めて検証すること、⑩厚労省の研究成果の公開に際しては、関係者の参加できる報告会、国会公聽会での報告をすべきことが意見具申されている。(甲4-4)

[4] 本件被ばくに対する研究者の調査結果

ア 田中公夫によるリンパ球の調査結果

生物学者である田中公夫医学博士は、本件核実験時、ビキニ環礁付近を航行した漁船等の船員19名(以下「被災船員群」という。)と同年齢の高知県在住者9名(以下「対照群」という。)の血液10ml中のリンパ球の染色体異常の検査を行った。

その結果は、被災船員群の方が対照群よりも、染色体に被ばく後長期間残る異常である不安型染色体異常を持つ細胞数の頻度が高く(被災船員群:対照群=3.34%:2.45%)、その頻度から原爆放射線での被ばくに相当する線量を求めると、被災船員群は、平均で91mSv相当(うち、第八順光丸は295mSv、第五海賊丸は143mSv、第七大丸は160~176mSv)の被ばく線量が推定された。また、不安定型染色体異常である二動原体染色体異常細胞からは5.2ミリグレイ、第五福竜丸の漁船員の被ばく線量の推定に用いられたQd法で船員19名全員の平均値を用いて推定すると

約100ミリグレイとなることが推定され、3つの方方法で求めた値は近似していた。(甲3-9、6-4、6-6)

イ 豊田教授による調査結果

豊田新岡山理科大学教授は、本件被ばく者的一部の歯のエナメルを用いたESR(電子スピントン共鳴)による被ばく線量計測を行った。

その結果は、第五明賀丸の元船員である原告除本幸松の歯から、4.14mSvが測定され、この値から医療被ばく線量(推計値)約50mSv及び自然放射線量(推計値)約4.5mSvの合計9.5mSvを経除した3.19mSv(広島の原子爆弾の爆心地から約1.6kmの距離で浴びた被ばく線量に匹敵する線量。)が本件核実験による被ばくと推定された。さらに、第二幸成丸の船員であった原告桑野の歯の線量はこれを上回る可能性が高いというものであった。(甲3-7、4-0、4-1、6-4)

ウ 第五福竜丸船員の被ばく量

鎌田七男広島大学名誉教授は、第五福竜丸の船員の被ばく線量の紹介をしており、体外被ばく量について250ラド未満が6名、251~350ラドが8名、351~450ラドが4名、451ラド以上が5名であり、甲状腺の体内被ばく線量が200~120ラド、皮膚表面線量(ベータ線による)が1000~数千ラドであったと報告している。(甲4-2、6-6)

[4] 行政情報の公開制度、公文書管理制度に関する立法について

ア 情報公開法の制定について

請求者の個人的利害関係とかかわりなく国民や住民一般に開示請求権が付与され、開示請求権の行使に応じて情報が公開される制度である客観的情報公開制度について、世界で最初に創設した立法例は、1766年のスウェーデンによる出版の自由に関する法律であるといわれており、情報公開制度の創設については、北欧諸国が先行していた。

米国において、昭和41年に情報自由法が成立し、これを契機に情報公開

制度が民主主義国家に広く普及することになった。

日本においては、神奈川県など地方自治体における情報公開制度の整備が先行し、昭和57年3月に山形県金山町で日本初の情報公開条例が制定され、同年に、神奈川県が、都道府県レベルでは初の情報公開条例を制定した。<sup>6</sup>

国においては、平成11年に情報公開法が成立し、平成13年4月1日に施行された。同法は、補則を含めて4章44条の法律（平成11年法律第42号）として成立した（数次の改正を経ているので、以下、制定時の同法を指す場合は特に「制定時情報公開法」という。）。

情報公開制度の在り方には、政府の裁量による情報提供制度、私人の開示請求権の行使を前提とせずに情報公表が義務づけられる情報公表義務制度、開示請求権の行使に応じて行われる情報開示請求制度があり、それぞれ特定人に対する開示か（主觀的）、一般人に開示するか（客觀的）が区別されうるところ、制定時情報公開法40条は、「政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。」と定め、情報開示請求制度のみならず、情報提供制度、情報公表義務制度も含めて拡充することを求めるものと解されるが、これは努力義務にとどまつていて、具体的な法的義務を課している制度としては、第二章「行政文書の開示」が定める客觀的情報開示請求制度が中心となっている。<sup>7</sup>

公文書管理制度の制定について

情報公開制度は、制定時情報公開法1条が「この法律は、国民主権の理念にのつとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を 국민に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」<sup>8</sup>

と定めるとおり、国の行政機関に国民に対するアカウンタビリティを全うさせたために設けられたものであり、公開すべき情報が適切に管理されなければアカウンタビリティを果たすことはできないから、情報公開と文書管理制度が車の両輪であると理解されており、制定時情報公開法も第4章「補則」の37条において、制定時情報公開法の道正かつ円滑な運用に資するために、行政文書を適正に管理することとし、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準等の行政文書の管理に関する必要な事項を政令で定め、その政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供することを定めた。これに基づき、文書管理の詳細は情報公開法施行令で定められ、平成12年2月25日に、これをより具体化したガイドラインが定められた。

同法が制定される以前には、各府省の庁が定める法規としての性格を有しない訓令の形式による文書管理制度が定められ、各府省による分担管理が徹底され、行政機関一般に適用される統一基準ではなく、各種文書の保存年限を何年にするか、保存年限を何段階にするかなどについても行政機關ごとに不統一であった。同法が制定される以前は、行政機関にとって文書管理は、行政事務の効率的執行のため、行政機関が自らの職務に用いるものという認識が一般的であったが、同法制定により、情報公開請求に適正かつ円滑に対応するために行わなければならないこととなつた。<sup>9</sup>

上記は現用文書を念頭に置いたものであるが、非現用文書に関しては、昭和46年に総理府設置法が一部改正され、総理府の施設等機関として国立公文書館が設置され、昭和62年に公文書館法、平成11年に国立公文書館法が制定され、情報公開法施行令とあわせて、非現用文書の国立公文書館への移管について定められた。

公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理制度」という。）が平成21年7月24日に成立し、平成23年4月1日から施行され、行政文書等の公

文書の作成、整理、保存、公文書のファイル管理簿の作成・公表、国立公文書館等への移管又は廃棄等について規定しており、現用文書と非現用文書を包括した公文書のライフサイクル全体を定めた一般法として制定された。

#### ウ 外交記録の公開

過去の記録を正確に残しておくことは外交を進めていく上での意思決定に不可欠であり、逆にこれを怠れば他国が一方的な歴史観を押し付けてきた場合に正しく対抗する術を失うことになるから、一般的には、他の行政文書と比較して、外交に関する文書はよく記録、保存されているといわれている。また、自国の国民に不人気な合意であっても相手国のある外交においては不本意な合意をせざるを得ない場合もあり得るし、相手国との信頼関係を保持する必要がある場合もあるため、外交情報を直ちに公開することが不可能な場合があるが、自国の国民に対して自国の外交を正当化する必要はあるし、他国が自己正当化する文書のみを一方的に公開すれば、自國も対抗して文書の公開をしなければ著しい不利益を被るおそれがあるので、一定期間経過後に自國が保有している外交記録を公開する必要性は高く、世界的に外交記録が公開されるルールが確立されてきている。その一例として、外交記録の利用制限について、原則として 30 年を超えないものとするいわゆる「30 年ルール」の考え方が、昭和 43 年の ICA（国際公文書館会議）マドリッド大会において示されなどしている。

日本においても幕末から既に外交文書の編纂が開始され、明治 2 年に創立された外務省は翌年には編輯掛を設置して文書の管理を開始し、明治 7 年には記録局を設置して外交文書の綱羅的な管理業務を開始している。戦前から重要な外交文書をまとめた資料集として「日本外交文書」が編纂され、現在に至るまで継続的に刊行されており、インターネット上で閲覧可能である。外務省は、昭和 46 年 4 月に幕末から第二次世界大戦までの外務省記録を保存・公開する施設として外交史料館を開設し、昭和 50 年には国際的な 3

0 年ルールを検討の上、昭和 51 年 5 月から戦後外交記録を順次公開するようになつた。この過程で、上記 [2] 外交史料館における自主的情報公開のとおり、平成 3 年 10 月 24 日に本件核実験に関する外交記録が自主的に公開されたものである。

公文書管理法の制定により、外交史料館は、国立公文書館等に位置づけられることになった。

上記のとおり、外務省が管理する公文書は独自の管理と公開が行われており、自主的にも多数の情報が開示されたといふことができる。但し、情報公開法に基づき開示請求の対象とされた行政文書を行政機関が保有していないことを理由として行った不開示決定が維持された取消訴訟の裁判例において、日米の沖縄返還協定の交渉における密約に関する文書について、米国立公文書館において既に公開されており、一旦は、外務省及び財務省（当時大蔵省）が保有していたことが立証されたにもかかわらず、現在は保有していないことを推認させる理由の 1 つとして、密約の存在や取扱交代後の大掛かりな調査で発見されなかつた事情等を踏まえた上で、当該文書が通常の管理方法とは異なる方法で、通常の場所とは異なる場所に限られた職員しか知らない方法で保管された可能性が高く、情報公開法制定の際に秘密裏に廃棄又は保管から外した可能性が否定できないと判決で指摘された事例（最高裁判所平成 26 年 7 月 14 日判決・集民 247 号 63 頁及びその原審である東京高等裁判所平成 23 年 9 月 29 日判決・判タ 1377 号 79 頁参照）が存することに留意すべきである。

2 爭点 4-1 (除外期間の起算点はいつか) について  
(1) 除外期間  
被告は、①日米合意、②被ばく調査中止、③本件国会答弁については、除斥期間の経過を主張しているところ、これが認められれば、その違法性を判断する必要性に欠けることになるから、まず除外期間の経過について先に検討する。

まず、国家賠償請求については、国賠法4条により民法の規定によるとされ、民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)による改正前の民法(以下、単に「民法」という。)724条後段は、不法行為の時から20年を経過したときは不法行為による損害賠償の請求権が消滅する旨規定しているところ、この規定は、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図して除斥期間を定めたものと解される(最高裁平成元年判決)。

そして、①日米合意、②被ばく調査中止、③本件国会答弁については、いずれも各行為の時から20年を経過しているところ、原告らは、これらは、継続的不法行為の一部であり、個々独立に除斥期間が進行するものではなく、本件資料が開示された平成26年9月19日までは進行しない旨主張する。

すなわち、原告らは、被告の違法行為につき、本件資料等の履歴・不開示、調査・支援等施策不実施の2つに整理しつつ、これらの違法行為は、作為による違法行為と不作為による違法行為が連続する典型的な継続的不法行為であつて、上記①ないし③の各事実を含めて一体のものであるとして、この一体の違法行為により、主位的に、本件被ばく者は、適切な治療を受け、平和な生活をする権利を侵害される等の損害を被り、支援者原告は、本件被ばくにに対する充実等に要した時間を浪費させられた損害を被つたと主張し、予備的に、原告らは本件資料の開示による恐りと衝撃を受ける損害を被つたと主張する。

原告らが、完全に一体的な行為と主張する根拠は、米国政府が、米国の核戦略を最優先に位置付け、その核戦略の妨げとなるものを全て排除するとの強固な意思に基づき、本件核実験に関する日米合意を交わし、爾来、被告においで、本件核実験による被ばくの事実を国民に知らしめないようにするために、作為・不作為の形式で隠蔽を継続してきたことに求めているものと解される。

そこで、典型的な継続的不法行為であるという主張の当否について以下検討する。

ア 継続的不法行為については、法律上明確な定義規定は存しないものの、消滅時効の起算点を遅らせる実益があるため、消滅時効の起算点の理解の仕方に関連して論じられてきた。すなわち、民法724条前段の短期消滅時効の起算日が「損害」「を知った時」と規定されており、この要件該当性が問題とされってきたものである。

継続的不法行為の類型として、一回的な不法行為に基づき損害が継続的又は間歇的に発生する場合(最高裁判所昭和42年7月18日第三小法廷判決・民集21巻6号1559頁参照)と、不法行為そのものが継続的に行われ、損害も継続的に発生する場合(最高裁判所平成6年1月20日第一小法廷判決・判タ854号98頁参照)を区別すべきであるといわれるが、原告らが主張する継続的不法行為とは、不法行為が継続的に行われているという後者を指すものと解されるから、これを前提に検討する。

不法行為が継続的に行われ、損害も継続的に発生する場合の継続的不法行為としては、不動産の不法占拠の事例が典型例とされている。この事例では日々新たな損害が発生するものとして、それらの新たな損害を知った時から別個の時効が進行するという逐次進行説が取られている(大審院昭和15年12月14日・民集19巻24号2325頁参照)。逐次進行説によれば、損害及び加害者を知ったときから3年間請求権を行使しない場合には、消滅時効にかかるため、損害及び加害者を知っていたことを前提として、提訴時より3年前以前に生じた損害賠償請求部分については消滅しているものとし

て扱われ、不法行為責任が認められる期間が限定されることとなる。このような逐次進行説は、不動産の不法占拠以外にも、新幹線や航空機による騒音に関する不法行為に対する慰謝料請求についても同様に当てはまると解されている(上記平成6年判決参照)。他方、大気汚染のように損害が累積する事案においては、損害の発生を分断して捉えることが適切ではないとして、継続

統的な不正行為の集団により包括的な損害が生じたものと捉えて、従前の不正行為全体の消滅時效が、損害の全体を知った時から進行すると解されている。

当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当期間が経過した後に損害が発生する場合、損害の発生を待たずに除斥期間の進行を認めると被害者にとって著しく酷であり、加害者としても、自己の行為により生じ得る損害の性質からみて、相当の期間が経過した後に被害者が現れて、損害賠償の請求を受けるものと予期すべきであることから、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解される（最高裁判平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032頁、最高裁判平成16年10月15日第二小法廷判決・民集58巻7号1802頁、最高裁判平成18年6月16日第二小法廷判決・民集60巻5号1997頁参照）。

(3) 主位的主張についての検討

上記を踏まえて主位的主張の除斥期間について検討する。

によって、直ちに、各不法行為と損害が分断されるか一体のものとされるかが決せられるわけではなく、損害の内容を踏まえて判断することが求められるものである。

同条後段の 20 年の期間の性質は除斥期間であると解される（最高裁判所元年判決）ところ、その起算点は「不法行為の時から」とされており、その文言からして、不法行為に該当する加害行為がいつであるかを検討する必要があり、継続的不法行為の除斥期間については、継続的な不法行為が一体の

もとの元られるかを検討する必要がある（行為の一体性）。また、継続的不法行為に関する上記アの消滅時効における議論を参考にすれば、逐次進行説が妥当とする継続的不法行為であれば、日々不法行為が成立し、日々完成していくものとして、除斥期間についても逐次に進行すると捉えるのが論理的であり、反対に、損害が累積する事案のように、損害の性質によっては、分割して捉えるべきではなく、包括的に捉えるのが相当と解される場合もあり、このような場合、継続的不法行為を一体的なものと評価するのが適切であるといいう判断に結びつきやすいと考えられるから、損害が一体的なものであるかについても論議すべきである（損害の一體性）。

また、上記のように、不法行為が継続し、かつ同時に損害が継続的に発生している場合は異なり、損害の発生が不法行為時より遅れる場合がありうる。このような場合について、除斥期間の起算点として「不法行為の時」と規定されているから、加害行為の時が起算点となると解するのが素直である。しかし、身体に蓄積する物質が原因で人の健康が害されることによる損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる疾病による損害のように、

当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当期間が経過した後に損害が発生する場合、損害の発生を待たずに除斥期間の進行を認めると被害者にとって著しく酷であり、加害者としても、自己の行為により生じ得る損害の性質からみて、相当の期間が経過した後に被害者が現れて、損害賠償の請求を受けるものと予期すべきであることから、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解される（最高裁判平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032頁、最高裁判平成16年10月15日第二小法廷判決・民集58巻7号1802頁、最高裁判平成18年6月16日第二小法廷判決・民集60巻5号1997頁参照）。

(3) 主位的主張についての検討

上記を踏まえて主位的主張の除斥期間について検討する。

ア 行為の一體性について

原告らは、本件資料の隠匿行為を根拠付ける事実として、要旨、①昭和30年1月4日に日本合意を締結し、本件被ぼくの事実は全て隠すという基本方針を決めたこと、②同月1日からの被ぼく調査中止、③昭和61年3月7日の衆議院での本件資料は残っていない旨の答弁（本件国会答弁）、④平成16年3月5日の高知県議会での高知県知事による被告はピキニ事件については解決済みの立場であり、取扱い窓口もないとする旨の答弁（高知県知事答弁）、⑤その他、本件資料開示までの厚生労働省の各対応（平成26年7月以降同年9月19日に本件資料を開示するまでの間の担当者の交代、同省が本件資料の内容等を開示当日まで明かさなかつたこと、同省が開示当日の太平洋核被害支援センターによる記者会見において、記者に対してのみ同省の見解を書面で交付したこと、同省による本件資料の開示は、外務省の開示文書に含まれていた被災船員の血液、尿などの検査記録が除外されているなど不十分なものであったこと）を主張し、これらが不法行為であると主張するとともに、本件資料を開示しないこと、被ぼくの事実を隠すため譲奪・主

接等を実施しないことも含めて継続的不法行為であり、一体のものであると主張している。

上記 5 つの事実は、作為による不法行為をいうものであると解されるが、被告の行為以外を含む〔④高知県知事答弁〕など、主体が単独ではない上、被告の行為どざれるものについても、外務省や厚生労働省など被告内部における異なる組織体による行為を含んでいる。しかも、これらの行為の間には、数十年という時期的な隔たりが存するものもあり、組織体の構成員である自然人の大半が入れ替わるほどの期間が経過しており、特定の自然人の意思が継続していたといふものでもない。各行為の態様も、外交合意、被ばく調査の中止、議会等における答弁や対応など、全く異なるものである。したがって、これら 5 つの行為について、継続的な行為であったと見ることはできない。

また、これら 5 つの行為による行為の間に不作為による不法行為が継続しているものとして、本件資料を開示しない不作為、被ばくの事実を隠すため調査・支援等を実施しない不作為による不法行為があると主張しているが、原告らが一体の継続的不法行為として主張する期間が 60 年の長期に及ぶものであって、上記 1 項のとおり、その間に情報の管理や開示に関する法令の整備が進み、法令に基づく行為義務の有無や内容が変化していることに鑑みれば、事実状態としては、情報が外部に出でていない状態が単純に継続しているよう見えても、その間の法令の制定などによって大きく法的意味合いは異なってきてから、継続した一体のものと容易に捉えることはできないといるべきである。

なお、原告らは、被告が米国との間で日米合意を成立させ、本件被ばくの事実を全て隠すという基本方針を決め、これが一貫して継続してきたとして、上記の行為と不作為が一体のものであると主張している。確かに、上記 1 で認定した諸事実からは、東西冷戦構造の中で熾烈な核開

戦競争が行なわれていた時代背景があり、米国の核開発にとって妨げとなる不都合を排除し、日本国内での反核運動の激化、反米感情の高まりを抑え込み、共産主義化の拡大を防ぎ、さらには、被ばくによる賠償責任の確定をも図ろうとする政治的な思惑があり、日米が早期の政治決着に踏み切り、本件核実験による被害に関する社会一般の認識を限定、狹小化し、鎮静化させようとした意図があつたことが推認できる。

しかしながら、原告らが主張する情報の隠匿については既に当時から大きく報道され、これ自体を隠すこととは不可能であったし、日米合意についても、意思決定の過程が全て外部に公表されていたわけではないが、日米合意 자체が密約としてなされたものでもない。原告らが特に問題視する漁船員らの身体検査の資料などに關しても、漁船員らが身体検査を受けたこと 자체は当時から知られていた事実であるし、開示された資料の内容自体は、外交関係を離するがすような極めて衝撃的なものであったともいい難い。かえつて、日米合意の裏にあつた思惑を推認させる資料に關しては、平成 3 年の時点で外務省が自主的に開示しているところである。その当否は別にして、平成 11 年に成立した情報公開法など公文書の管理に關係する法令が整備される以前については、各省庁が独自に公文書の管理をしていたもので、遺憾ながら、今日に至るまで、不適切な公文書の管理の在り方が判明し、社会問題となつた例が 1 つや 2 つに留まらないことは公知の事実であつて、本件資料に関して社説な管理がなされていた可能性も否定できず、意図的に隠匿されたとは断言できない。公文書の管理に関する法的義務が明確にされていない時代において、情報を徹底的に隠匿しようとするれば、端的に魔術処分することもあり得たが、本件資料は開示に至るまで残されていた。結局、本件において、被告が国全体として、本件核実験に關する情報管理の指針や方法を決定し、これを後世に徹底して引き継ぐなどして、一貫した意思に基づいて、本件被ばく

くの事実を隠匿してきたという証拠が提出されているわけでもない。

こうした事情を考慮すれば、日米合意の当時に互いの政治的思惑があり、本件被ばくによる世論の沸騰を鎮静化しようと目論んだことが窺われるとしても、そのため情報の隠匿方針が決定され現在に至るまでその意思が貫徹してきたとまで認めるのは困難である。

以上によれば、上記5つの事実及び本件資料を閲示しない、被ばくの事実を隠すため調査・支援等を実施しないという不作為について、一体の行為と認めることはできない。

#### イ 損害の一体性

次に、損害の一体性に関して検討すると、原告らが主位的に主張する損害は、本件資料等の隠匿・不開示の違法行為、調査・支援等施策不実施の違法行為により、本件被ばく者は、必要な治療を受け、健康を守る権利、生命を維持する権利、安全、平和な生活をする権利が侵害されたことに対する慰謝料、支援者原告は、本件被ばくの実態究明及び被ばく者の經濟に取り組んだ結果、自身の人生の貴重な時間を大きく費やすことになつたことに対する慰謝料であるところ、慰謝料は、身体に蓄積する健康被害のようにも必ずしも一体のものと評価されるべきものではなく、むしろ、各時点によって、原告らが受けた治療内容等も異なると考えられ、上記の損害は、逐次発生すべき性質の損害と評価すべきである。

以上からすれば、原告らの主位的な主張は、その行為及び損害の両面から検討しても、そもそも従前の不法行為であったとはいえない難いし、仮に、従前の不法行為と呼ぶとしても、一体のものとは評価できず、除斥期間は逐次進行するものというべきである。

#### (4) 予備的主張について

原告らは、予備的に、本件資料が閲示され、被告による違法行為及び原告らの損害賠償権行使に対する妨害の事実を知り、怒りと衝撃を受けたことによ

る精神的損害を被ったと主張しており、これは、不法行為に連れて損害が発生したと法律構成するものと理解できるが、本件資料が開示されれば直ちに損害が発生すべきものであるといわざるを得ないから、身体に蓄積する物質が原因で人の健康が害されることによる損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる疾病による損害と同様に論じることはできず、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当期間が経過した後に損害が発生する場合には当たらないといべきである。

民法724条後段が定める除斥期間は、同条前段が定める時効制度とは異なり、被害者の認識の如何を問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させたため請求権の存続期間を画一的に定めたものと解されるから、被害者が除斥期間経過まで不法行為を知らなかつた場合があることは制度上当然に予定されているといべきであり、除斥期間経過後に被害者が何らかの不法行為があったことを知ったことをもって損害が発生したと構成することで除斥期間の適用を否定することができると思われる。法律構成次第で除斥期間の適用の余地がほとんどなくなつてしまいかねず、時効とは別に除斥期間の適用の余地の経過により法律関係を確定させようとした制度趣旨が没却されるおそれがあるから、原告らの予備的主張にいう損害発生時を除斥期間の起算日とすることはできない。

#### (5) 小括

以上によれば、原告らが主張する不法行為は、継続的不法行為として一体のものとして捉えることはできないし、本件資料が開示された時点を除斥期間の起算点とすることもできないから、上記①ないし③の事実及び本件資料等の隠匿・不開示の違法行為、調査・支援等施策不実施の不作為のうち本件訴訟が提起された平成28年5月9日よりも20年以上前の行為及びこれらに基づく損害に関しては、除斥期間が経過しているというほかない。

### 3 爭点4-2 (被告が除斥期間を主張することは、信義則違反又は権利の濫用に

当たるか)について

- (1) 原告らは、除斥期間の主張は、信義則違反又は権利の濫用に当たり許されない旨主張する。
- (2) しかしながら、民法724条後段は、停止、中断を認めない絶対的な権利の除斥期間である除斥期間を定めたものであり、除斥期間の経過があれば、裁判所は、当事者の主張、援用を待たず、当然に基づいて裁判しなければならないものであり、信義則違反や権利濫用の当否を輸する余地のないものであるから、原告らの主張は、失当である（最高裁平成元年判決）。
- (3) したがって、原告らの信義則違反及び権利濫用の主張は、採用することができず、日米合意、被ばく調査中止、本件国会答弁については、仮にこれに基づく損害賠償請求権が発生したとしても、除斥期間の経過により既に消滅している。
- 4 爭点1－1（被告が本件資料等を隠匿したか）について
- (1) 原告らは、被告の本件資料等の隠匿行為として5つの事実を主張しているが、既に説示したとおり、①日米合意、②被ばく調査中止、③本件国会答弁については、除斥期間が経過している。
- そのため、検討すべきは、④高知県知事答弁、⑤その他、本件資料開示までの厚生労働省の各対応ということになる。
- (2) ④高知県知事答弁については、そもそも被告の行為ではないから被告が責任を負うべき理由にならないし、当時、被告に取扱い窓口がないことを違法行為であるという趣旨であるとしても、そのこと自体が、何故違法行為となるのか、明らかではない。なお、窓口を受けるべき義務があつたという主張と理解すれば、不作為の違法をいうものと解されるから、結局、本件資料等の不開示、調査・支援等施策不実施のいずれかの不作為の問題に解消されるというべきである。
- 5 爭点1－2（被告の本件資料等を開示する法的作為義務の有無）及び争点2（調査・支援等施策実施の法的作為義務の有無）について
- (1) 原告らは、被告が本件資料を開示すべき作務義務及び調査・支援等施策を実施すべき作為義務（以下「資料開示・施策実施義務」という。）に違反した不作為を主張する。
- この点、公務員の不作為が国籍上違法であるというためには、個別の国民に対する法的作為義務が認められる必要がある。
- そこで、被告において、資料開示・施策実施義務が認められるかについて以下の検討する。
- (2) 国家公務員の法的作為義務
- 原告らは、国家公務員は、国民全体の奉仕者であること（憲法15条2項、国家公務員法96条1項）、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する国民の信頼を確保する職責があり、不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならぬ職責があること（国家公務員倫理法1条、3条1項）を根柢に資料開示・施策実施義務がある旨主張する。

そして、⑥の本件資料開示に係る厚生労働省の対応についても、これが本件資料を隠す行為といえるか自体が疑問である上、担当者の異動、情報公開前の頁数等の開示をしなかったこと、記者会見における対応は、それぞれ原告らに対する違法行為となり得るものではなく、本件資料から外務省が開示した資料が抜けていた点についても、前記1例のとおり、国会議員による指摘を受けて平成26年10月29日には追加資料として開示をしているのであるから、原告らに対してこれを隠そうとしたとまでは認められない。

- (3) したがって、原告らが主張する本件資料を隠す作為については、違法となるとは認められない。

5 爭点1－2（被告の本件資料等を開示する法的作為義務の有無）及び争点2（調査・支援等施策実施の法的作為義務の有無）について

(1) 原告らは、被告が本件資料を開示すべき作務義務及び調査・支援等施策を実施すべき作為義務（以下「資料開示・施策実施義務」という。）に違反した不作为を主張する。

この点、公務員の不作為が国籍上違法であるというためには、個別の国民に対する法的作為義務が認められる必要がある。

そこで、被告において、資料開示・施策実施義務が認められるかについて以下の検討する。

(2) 国家公務員の法的作為義務

原告らは、国家公務員は、国民全体の奉仕者であること（憲法15条2項、国家公務員法96条1項）、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する国民の信頼を確保する職責があり、不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならぬ職責があること（国家公務員倫理法1条、3条1項）を根柢に資料開示・施策実施義務がある旨主張する。

しかし、憲法15条2項及びこれを受けた国家公務員法96条1項は、公務

員が国民全体の奉仕者であつて、一部の団体等のために奉仕する者であつてはならないことを意味するにとどまり、これをもつて、被告に資料開示・施策実施義務があると直ちに導くことはできない。また、国家公務員倫理性は、公務に対する国民の信頼確保を目的として（国家公務員倫理性1条）、不当な差別的取扱いの禁止等を定めているが（同法3条）、これらの規定から資料開示・施策実施義務が導かれるこにはならない。

したがつて、原告らが主張する憲法及び各法律の規定からは、国家公務員において、資料開示・施策実施義務を負うと認めるることはできない。

### (3) 内閣総理大臣の法的行為義務

原告らは、内閣総理大臣が資料開示・施策実施義務を負う根拠として、行政権は内閣に属し（憲法65条）、内閣総理大臣は、内閣を代表して行政各部の指揮監督等をする（憲法72条）ところ、①内閣は、国民主権にのっとり勅権を行なうべきこと（内閣法1条）、②内閣は、災害からの国民の保護という任務を有し（内閣府設置法3条2項）、災害被災者の応急救助、被災者生活再建支援金の支給をする職責があること（同法4条3項8号の2、同項11号）、③内閣には、原子力災害に対する対策の強化を図り、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護する職責や原子力災害にあたり、国民の健康診断及び心身の健康に関する相談、医療に関する措置をとる職責がある（同項14号の2、原子力災害対策特別措置法1条、4条、27条2号）旨を主張する。

しかし、上記①については、内閣法1条は、内閣の職権について定めた規定であり、これを根據に内閣の国民に対する法的行為義務を直ちに認めるることはできず、上記②について、内閣府設置法は、内閣府の設置並びに任務及びこれ達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めることを目的とする法律であり（内閣府設置法1条）、同法3条2項によれば、内閣府は災害からの国民の保護という任務を有し、被災者の応急救助の事務をつか

さどつてはいる（同法4条3項8号の2）ものの、具体的にいかなる方法でこれらの任務又は事務を遂行するかは、内閣府の合理的な裁量に委ねられるべきものであつて、これらの組織規範から直ちに個別の国民に対する具体的な法的行為義務を導くことはできないといふべきである。また、原告らは、被災者生活再建支援金の支給をする職責（内閣府設置法4条3項11号）についても指摘をするが、同支援金は、自然災害より被害を受けた世帯に対して支給されるものであつて（被災者生活再建支援法3条1項、同法2条）、人為的行為による被害である本件被ばくとは場面を異にするから、これを根拠に資料開示・施策実施義務を導くことはできない。上記③については、そもそも原子力災害対策特別措置法にいう「原子力災害」とは、原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された場合（原子力緊急事態）の被害について定めた法律であつて（原子力災害対策特別措置法1条、2条1号、同条2号）、米国による核実験である本件被ばくについては適用がなく、これを根拠に資料開示・施策実施義務を導くことはできない。

したがつて、原告らが主張する憲法及び各法律の規定からは、内閣総理大臣において、資料開示・施策実施義務を負うと認めることはできない。

### (4) 外務大臣の法的行為義務

原告らは、外務大臣が国際社会における日本国民の利益の増進を図る任務を有する（外務省設置法3条1項）ことから、外務大臣において資料開示・施策実施義務があると主張する。

しかしながら、外務省設置法は、内閣府設置法と同様に、外務省の任務等及びその所掌事務を定めるとともに、必要な組織に関する事項を定めることを目的とする法律であり（外務省設置法1条）、同法3条1項は、国際社会における日本及び日本国民の利益の増進を図るという外務省の一般的な任務を定めた組織規範にすぎないから、これをもつて、外務大臣において資料開示・施策